

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
香川県知事 殿	循環型 社会推進課 - 6. 6. 19 受付 令和6年6月19日 循環 社会推 - 6. 6. 19 受付 提出者 住 所 香川県丸亀市川西町北2207番地 氏 名 双葉建設株式会社 代表取締役 佐伯 彰宣 電話番号 0877-22-8845
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	双葉建設株式会社
事業場の所在地	香川県丸亀市川西町北2207番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業（総合工事業）
② 事業の規模	元請完成工事高（26,996万円）
③ 従業員数	17人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	公共、民間工事受注⇒工事施工（構造物取壊し等）にて産業廃棄物が発生⇒産業廃棄物収集運搬業者が処理場へ搬出⇒産業廃棄物処理施設にて処理を行う。（中間、最終） 当社は、産業廃棄物収集運搬のみを行っており、大量の産業廃棄物については委託契約書を締結の上、他の業者に運搬を依頼し、処分受託者に処分を依頼している。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工事受注⇒工務部にて施工(各現場責任者が処理数量把握)⇒工事竣工後工務部より総務部へ処理数量報告⇒総務部が各現場の建設産業廃棄物実績集計表を取り纏め、6月末までに香川県産業廃棄物対策課へ報告書を提出

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類

コンクリート殻

アスコン殻

排 出 量

5901.5 t

234.6 t

(これまでに実施した取組)
排出量は延床面積の大きい建築物の解体工事の受注や受注工事概要により、大量の産業廃棄物が発生した。自社努力のみでは限界があるので、分別回収の徹底を行い、極力リサイクルできるように取り組んでいる。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

コンクリート殻

アスコン殻

排 出 量

2950 t

200 t

(今後実施する予定の取組)
引き続き①現状と同様な方法を継続し、排出量の抑制に取り組む。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

1. 種類: がれき類(コンクリート、アスコン)、木くず、金属くず、廃油、燃えがら、ガラス・陶磁器くず、廃プラ、混合(安定、管理)、繊維くず、廃油、建設汚泥等
2. 取組: 分別回収の徹底
がれき類などは、コンクリート、アスコンに分けるのは勿論、それ以外についても、種類毎にリサイクル可能、不可能な物に分別し、回収コンテナ等を分けるなどにより分別回収を行う。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
引き続き、①現状と同様な方法を継続すると共に、分別回収の徹底を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスコン殻
	全 処 理 委 託 量	5901.5 t	234.6 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	5901.5 t	234.6 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者として許可を受けている業者の中から、過去の取引実績から見て信頼できる業者を選択し依頼している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスコン殻
	全処理委託量	2,950 t	200 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,950 t	200 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、①現状と同様な方法を継続すると共に、排出量の抑制と再生利用に取り組む。		
	※事務処理欄		

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。